



一般社団法人 電波産業会
Association of Radio
Industries and Businesses

No.1039 2016年8月29日

ARIBの動き

**第 143 回電波利用懇話会を開催
「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」**

8月25日（木）に、第143回電波利用懇話会を当会の会議室にて開催しました。

今回は、電波産業会が事務局を務める電波環境協議会との共催により、電波環境協議会「医療機関における電波利用推進部会」座長の加納隆様（埼玉医科大学 教授）を講師にお迎えし、「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」と題してご講演いただきました。ご講演では、医療機関に於ける電波利用に関して、指針の見直しが行われることになった背景とその後の経緯や、「医療機関における電波利用推進部会」でまとめられた「医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き」の内容などについて分かりやすくご説明いただきました。

当日は、60名を超える会員の皆様が参加され、熱心にご聴講いただくとともに、医用テレメータの国内仕様と海外仕様の相違点等について、活発な質疑応答が行われました。

なお、講演のプレゼンテーション資料につきましては、当会 Web サイト内「ARIB 会員のページ」の <http://www2.arib.or.jp/aribmem/seminar/index.html> において公開予定です。



第 143 回電波利用懇話会の様子と講師の加納様

NICT と ARIB の連携・協力推進に関する連絡会を開催

国立研究開発法人情報通信研究機構 (NICT) と一般社団法人電波産業会 (ARIB) が締結した連携・協力の推進に関する協定に基づき、8月26日(金)電波産業会において第4回の連絡会を開催しました。本協定は、研究開発や標準化などにおいて両機関の連携・協力を強化するため、2013年3月12日付で締結されたものです。本連絡会では、両機関からそれぞれの活動状況を紹介するとともに、連携・協力の更なる推進について活発な意見交換を行いました。



NICT と ARIB の連携・協力推進に関する連絡会の様子と挨拶する ARIB 松井専務理事 (左) と NICT 富田理事 (右)

第 243 回技術委員会(通信分野)を開催

第 243 回技術委員会 (通信分野) を開催しましたので、その概要をお知らせいたします。

- 1 日時：平成 28 年 8 月 25 日 (水) 午後 3 時 30 分から 4 時 10 分まで
- 2 場所：当会第 2 会議室
- 3 議事概要
 - (1) 第 101 回規格会議の開催について
 - (2) APG-19 第 1 回会合の概要について
 - (3) 日中韓情報通信標準化会議 第 15 回会合の概要について
 - (4) CEATEC JAPAN 2016 での ARIB の出展について
 - (5) その他

今週の ARIB 内会合 (8 月 29 日～9 月 2 日)

- 8 月 29 日 (月) : スタジオ設備開発部会 機器間インターフェース作業班
8 月 30 日 (火) : 第 2 回電子タグ作業班

- 8月30日（火）：素材伝送開発部会 素材伝送用 HEVC コーデック評価 JTG
 8月31日（水）：素材伝送開発部会 ミリ波素材伝送 TG
 9月1日（木）：高度無線通信研究委員会 標準化部会
 9月1日（木）：高度無線通信研究委員会 モバイルコマース部会 技術専門委員会

今週の国際会合（8月29日～9月2日）

- 8月29日（月）～9月1日（木）：SET EXPO 2016（ブラジル・サンパウロ）
 8月29日（月）：ISDB-T インターナショナルフォーラム技術調和会議（同上）
 9月1日（木）：SBTVD フォーラム～ARIB/DiBEG 意見交換会（第2回会合）（同上）

総務省からのお知らせ

「無線 LAN ビジネスガイドライン」の改正案に対する意見の募集

【平成 28 年 8 月 10 日発表】

総務省は、公衆無線 LAN サービスを提供する際に留意すべき事項や望ましい事項等を明らかにした「無線 LAN ビジネスガイドライン」（平成 25 年策定）について、その後の公衆無線 LAN サービスを取り巻く状況の変化を踏まえて、今般、本ガイドラインの改正を行い「無線 LAN ビジネスガイドライン」（改正案）を作成しました。

本改正案について、平成 28 年 8 月 11 日（木）から同年 9 月 5 日（月）までの間、意見を募集しています。

詳細については[【平成 28 年 8 月 10 日の総務省報道資料】](#)をご覧ください。

国家戦略特別区域（愛知県、広島県・今治市）に係る特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示の一部改正案に係る意見募集

【平成 28 年 8 月 12 日発表】

総務省では、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 7 条第 5 号の規定に基づき公示されている特定実験試験局について、国家戦略特別区域である愛知県及び広島県・今治市の区域において電波を活用した実証実験や技術開発等を促進するため、特定実験試験局として使用可能な新たな周波数を追加することとし、告示案を作成しました。

本告示案について、平成 28 年 8 月 13 日（土）から同年 9 月 16 日（金）までの間、意見を募集しています。

詳細については[【平成 28 年 8 月 12 日の総務省報道資料】](#)をご覧ください。



Association of Radio Industries and Businesses

ARIB NEWS
発行所

一般社団法人 電波産業会

☎100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル11階
 TEL 03-5510-8590 FAX 03-3592-1103
<http://www.arib.or.jp> E-mail arib_news@arib.or.jp